

平成30年（わ）第50号 税理士法違反，法人税法違反幫助被告事件
被告人 禰屋町子

意見書

2018年11月20日

岡山地方裁判所第1刑事部 御中

主任弁護士 清水 善 朗

第1章 意見の趣旨

- 1 検察官に対し，平成30年10月19日付「ご連絡」添付の原証拠一覧表「原証拠」「物証」「金額について」欄記載の証拠（決済計算書以外の証拠も含む。）について，その記載金額の裏付けとなる原証拠を明らかにするとともに，その原証拠を開示するよう求める。
- 2 検察官に対し，主張・立証計画の作成・提出にあたり，争点整理の実質的な進展と被告人の防御権保障のために，少なくとも以下の各点を明示した主張書面及び立証計画の作成・提出を求める。
 - ア 正犯について，①調査額及びほ脱額計算の過程を明らかにした主張と，②各取引金額を集計して勘定科目ごとに金額をとりまとめ，原資料との結びつきを明らかにした一覧表のようなもの，③各事業年度における正犯の「偽りその他不正の行為」の具体的内容を記載した書面。これに関連して，検察官においては，予め，原資料の類型に応じて証拠能力に関して個別に検討を行うことを求める。
 - イ 幫助について，ほ脱の共謀時期内容（正犯間の共謀と正犯と禰屋さんの共謀のいずれも含む。），各事業年度におけるメモや振替伝票の作成，会計ソフトへの入力又は未入力などほ脱に関わると主張する会計処理の特定，当該会計処理の内容が決定された具体的時期及びその

決定主体の特定，幫助の故意に関する主張を記載した書面。

ウ イのうち，特に，当該会計処理の内容の決定主体については，当該会計処理が禰屋さんの判断によるものである（及び禰屋さんに幫助の故意がある）との主張の基礎となる間接事実・再間接事実を明らかにした書面。

（2018年5月1日付弁護士作成「意見書」第1章3(2)参照。）

3 裁判所に対し，2018年11月12日打合期日の内容をまとめた「調書」を交付するよう求める。

第2章 意見の理由

第1 第4回打合せの概要

1 はじめに

以下の第4回打合せの概要は，打合せで議論された内容をテーマ毎に整理したものである。

2 検察官の主張・立証計画の作成・提出時期の決定

(1) 弁護士は，第3回打合せの後，2018年10月11日付及び11月12日付「意見書」において，検察官が主張・立証計画を明示しない異常性などを理由として公訴取消を求めた。第4回打合せにおいては，検察官の準備遅延は，検察官が本来起訴の際に行うべき証拠検討をせず，査察官の報告を鵜呑みにして本来起訴すべきでない事案を起訴したことに起因するとして，検察庁として検討した上，公訴を取り消すよう求めた。

(2) これに対し，主任検察官は，概要，「起訴にあたってはきちんと証拠検討を行っているが，それがそのまま提出できる形で整理できていないため，作業が必要である。公訴取消は考えていない。」とし，三席検事も同様に，「持ち帰り検討するまでもなく，公訴取消はない。」

と即答した。

また、主任検察官は、全体としての立証計画提出時期について「これまでの作業に要した時間を踏まえると、いつまでにできるかは明言できない。」とした。

- (3) 裁判所は、第1に、主張・立証計画の作成・提出は必要な作業であり、検察官が公判を維持するという考えであれば尚更であるとした上、検察官の主張・立証計画の作成・提出期限を2019年2月末とした。

第2に、検察官に対し、「5月から言っているが」と前置きし、根本的な体制の見直しを検討し、裁判所において、検察官の体制がこれまでとはちがうことがわかるよう具体的な回答をするよう求めた。

第3に、検察官に対し、公訴取消について弁護人は持ち帰って検討するよう求めているのであるから、結論はどうあれ持ち帰り検討を行うよう求めた。

第4に、弁護人は公訴取消・公訴棄却を求めるが、検察官には引き続き作業を進めてもらうこととする。その理由は、主張・立証計画の作成は、これなしに立証に突入すれば争点に絞った有効な立証・反証ができなくなるおそれがある点で被告人・弁護人にとっても意味のないこととはいえないからである、とした。

- (4) 今後の打合せ期日としては、検察官は本年12月末にその時点で作成済みの原証拠対応一覧表を提出し、それをもとに2019年1月15日に第5回打合せを行う、また、検察官は2019年2月末に主張・立証計画の全体像を作成・提出し、3月20日に第6回打合せを行うことが予定されている。

3 争点となりうる問題と審理方法の整理

- (1) 第4回打合せにおいて、既に提出済みの書面を基に、以下のとおり、将来争点となり得る問題及び審理方法について、一部整理をした。

(2) 売上高の主張・立証計画と決済計算書問題

ア 弁護人は、本年11月12日付「意見書」において、平成30年10月19日付「ご連絡」添付の原証拠一覧表（H30.10.19時点）に関し、検察官が決済計算書を証拠請求した場合には不同意とするほかないことを明らかにした。また、第4回打合せにおいて、概要、同一一覧表について、「①の算出根拠」欄記載の査察官報告書を参照し、任意開示を受けた決済計算書の内容と対照しても、「①調査売上高」と一致しないこと、さらに、決済計算書記載の金額とその裏付けとなる資料との結びつきについては、原証拠対応一覧表にも査察官報告書にも示されておらず、また、弁護人において裏付け資料を特定して任意開示を求めることが困難である事情を指摘した。

イ 裁判所は、検察官に対し、決済計算書の証拠意見が不同意となった場合にどのような立証を予定しているかを質し、伝聞例外による証拠請求の可能性を質した。

ウ 主任検察官は、第1に、不同意の場合には「決済計算書は通常の業務の過程で作成された文書である」「決済計算書記載の金額には裏付けとなる証拠のあるものとないものがある」などとしてあくまでも決済計算書を伝聞例外による証拠請求を行う方針を明らかにした。第2に、決済計算書の内容と「①の算出根拠」欄記載の査察官報告書の数値が一致しないのは、査察調査において、原証拠から金額を認定する過程だけでなく、認定された金額から増差額を計算する過程も含まれているからであり、後者は査察官によって立証する、との説明をした。

エ 最終的に、裁判所は、売上高について検察官が証拠請求を予定している決済計算書については、証拠能力の問題として伝聞例外該当性が争点となること、この証拠能力が肯定されたとしても直ちにそ

の信用性が認められるわけでないことは当然であって、弁護人としては証明力を争う予定であること（決済計算書と客観的証拠の齟齬を指摘するなどの反証を行うこと）を確認した。

(3) 完成工事高（一般工事）の原証拠対応一覧表について

弁護人は、同原証拠対応一覧表について、第4回打合せにおいて、原証拠が示されていないこと、検察官主張の売上額と原証拠の内容に齟齬があることなどいくつか具体的な問題点を明らかにした上（詳細は本年11月12日付「意見書」第3記載のとおりである。）、既に提出済みの原証拠対応一覧表では、主張・立証計画を示したことになる旨を指摘した。

4 打合期日の結果記録

裁判長は、第4回打合せの内容について調書にしておく旨発言した。

第2 検察官による決済計算書等の裏付けとなる原証拠の特定及び開示
（第1章第1項）

1 決済計算書に関する争点と審理方法

第4回打合せにおいて、検察官は売上高立証のために決済計算書等を伝聞例外により証拠請求すること、弁護人は、伝聞例外該当性だけでなく証明力についても徹底的に争うこと、証明力を争う具体的な方法としては決済計算書と客観的証拠の齟齬を指摘するなどによることが確認された。

しかも、第4回打合せにおいて、検察官は、決済計算書記載の金額には裏付けとなる証拠のあるものとなないものがある旨発言しており（前記第1, 3(2)ウ）、決済計算書記載金額の裏付けのない金額の範囲及び裏付けの程度などは、証明力判断において極めて重要である。

2 検察官において、決済計算書等の裏付けとなる原証拠の特定及び開示

を行うことが公平である

しかし、検察官作成の原証拠対応一覧表及び査察官報告書において、決済計算書記載の金額とその裏付けとなる原証拠との結びつきは示されていない。

また、弁護人において決済計算書の金額の裏付けとなる原証拠を特定して検察官に開示を求めることは不可能である。すなわち、本件では検察官保管証拠のうち段ボール箱30箱程度の証拠が任意開示されているが、未開示のものがさらに70箱程度存在する。このうち、任意開示通知（本年8月17日付「意見書」添付資料1参照）は、証拠の名称が1つであっても、実際には雑多な資料が混在しており、この程度の標目の記載では、弁護人において、必要な原証拠がどこに存在するか特定することはできない。また、未開示の部分については、検察官は、弁護人が求めたにもかかわらず（本年9月3日付「証拠一覧表交付請求書」）、検察官保管証拠一覧表を交付していない。仮に検察官が同一一覧表を作成したとしても、任意開示通知と同程度の標目の記載では意味をなさない。

これに対し、検察官によれば、起訴前に決済計算書とその裏付けとなる原証拠の対応関係は精査済みであるとのことであるし（前記第1, 2(2)）、現在も正にその作業を行っているのであるから、何ら不可能を強いるものではない。

3 まとめ

したがって、弁護人は、検察官に対し、第1章第1項のとおり、決済計算書等の裏付けとなる原証拠を特定した上、これを任意開示するよう求める。

第3 主張・立証計画の全体像の作成（第1章第2項）

現在、検察官は、自らの主張・立証計画として原証拠対応一覧表を作成し、提出している。検察官の主張・立証計画の明示は、裁判所に対し、審理対象と範囲を明示する意味があり、被告人にとっては防御対象を明確化するため非常に重要である。

しかし、検察官が、争点整理において自らが明示すべき主張・立証計画の範囲を極めて小さく捉えている。このままでは、検察官が2019年2月末に「一応の」原証拠対応一覧表を提出すれば、被告人に十分な防御の機会が与えられないまま、審理が拙速に行われる危険が高いといわざるをえない。

また、幫助犯にかかる主張・立証計画は一切整理されていない。

以上は、弁護人が、差戻し前第一審の当初から求めている事柄であるが、未だに明らかにされていない。

そこで、改めて、第1章第2項のとおり、検察官に対し、主張書面・立証計画の作成及び提出を求める。

第4 打合せ「調書」の開示要請（第1章第3項）

裁判長は第4回打合せの内容について「調書」にしておく旨の発言をしたが、この打合せは公判等ではないから、この「調書」は刑事訴訟法48条にいう「公判調書」とは異なる事実上の手控えと思われる。

しかし、第4回打合せは、検察官の主張・立証計画の提出期限が設けられるなど重要な内容を含むものであるから、弁護人において同記録を閲覧保管しておく必要がある。

したがって、第1章第3項のとおり、「調書」の交付を求める。

以上